

奈良県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、山陵中山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成十九年十二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	前川 稔	奈良市中山町一二〇七
〃	寺岡 喜一	〃 一三二九
〃	大島谷 博之	〃 一六〇二
〃	染川 昌弘	〃 一三五一
〃	北野 清隆	〃 一三一五
〃	西澤 一晃	〃 一二九八
〃	金澤 秀雄	〃 中山町西一―七五二
〃	西澤 三郎	〃 中山町一二〇五
〃	西里 孝司	〃 山陵町二〇四―一
〃	西里 安一	〃 二二八
〃	松本 義美	〃 二〇一
〃	加藤 次夫	〃 二一九
〃	北岡 博	〃 二二三
〃	藤川 恵三	〃 四五七
〃	出口 武男	〃 中山町一三五五―一
〃	岡田 道穂	〃 一三三六
監事	奥田 善次郎	〃 山陵町二八三
〃	吉岡 純一	〃 一五五―二
〃	岡田 邦彦	〃 中山町西一―七六一
〃	染川 健	〃 中山町一二〇一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	加藤 次夫	奈良市山陵町二一九
〃	西里 安一	〃 二二八

吉岡	純一	〃	〃	一五五―二
奥田	善次郎	〃	〃	二八三
藤川	恵三	〃	〃	四五七
藤川	信哉	〃	〃	一七八
寺田	雅利	〃	中山町一三六二	
大島谷	博之	〃	〃	一六〇二
寺岡	喜一	〃	〃	一三二九
西澤	一晃	〃	〃	一二九八
金澤	秀雄	〃	中山町西一―七五二	
西澤	三郎	〃	中山町一二〇五	
寺田	勲	〃	〃	一三五四
清穂	忠一	〃	〃	一一五六
出口	武男	〃	〃	一三五五―一
中野	善仙	〃	〃	一三〇八
岡田	邦彦	〃	中山町西一―七六一	
北野	清隆	〃	中山町一三一五	
西里	孝司	〃	山陵町二〇四―一	
中尾	勉	〃	〃	二〇三